

保育士等の勤務経験をもとに免許状を取得する方法（法附則第18項）

保育士の登録をしている者について、保育士等の勤務経験を評価し、幼稚園教諭免許状授与のために修得することが必要な単位数を軽減する特例制度。

この規定は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」一部改正法施行日から5年を経過する日まで（平成27年4月1日から平成32年3月31日まで）適用される。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）」により、5年延長され、令和11年度末までとなった。

免許状取得に必要な基礎資格、最低在職年数及び最低修得単位数

基礎資格	幼稚園教諭二種免許状	保育士資格を有していること。※1
	幼稚園教諭一種免許状	学士の学位を有していること。 保育士資格を有していること。※1

在職年数	基礎資格取得後、幼稚園において専ら幼児の保育に従事する職員、幼保連携型認定こども園において園児の教育及び保育に従事する職員、児童福祉法39条第1項に規定する保育所の保育士等として良好な成績で勤務した 在職年数（一種・二種共通）	3年以上 （勤務時間の合計が4,320時間以上の場合に限る。）
------	--	------------------------------------

基礎資格を取得後、大学において修得を必要とする総最低修得単位数 （一種・二種共通）	8 ※2
--	------

教育の基礎的理解に関する科目	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	2単位以上
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	2単位以上
	教育課程の意義及び編成の方法	1単位以上
保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法	2単位以上
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術	
	幼児理解の理論及び方法	1単位以上

※1 保育士資格を有していることは、指定保育士養成施設を卒業していること又は保育士試験に合格していることをいう。

※2 最低在職年数に加え、幼保連携型認定こども園において園児の教育及び保育に従事する職員として良好な成績で勤務した年数が2年以上（勤務時間の合計が2,880時間以上の場合に限る。）あるときは、「保育内容の指導法に関する科目並びに教育の方法及び技術に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（幼児理解の理論及び方法に係る部分に限る。）」についてそれぞれ一単位を修得したものとみなす。

〔施行規則附則第10項表備考第4号〕

◇ 在職年数には、基礎資格を取得した後であれば、本特例制度が施行される前に経験した年数も含めることができる。

◇ 在職年数には、休職、長期間にわたる休業及び休暇等の期間は含まない。

〔施行規則第70条〕

◇ 各単位は、大学又は免許法附則18項適用者を対象とした公開講座、認定講習等で修得すること。